

大規模展示商談会活用事業費補助金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、高い技術や優れた製品を有し、大規模展示商談会（以下「展示商談会」という。）を活用して販路開拓を行おうとする大阪のものづくり等の中小企業を対象に、展示商談会を活用して行う販路開拓に必要な技術や知識などを習得するための講習を実施するとともに、習得したノウハウを活用するための展示商談会への出展経費を補助することで、中小ものづくり企業の販路開拓に資するため、予算の定めるところにより大規模展示商談会活用事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の（1）もしくは（2）に該当する者とする。

（1） 次の①～⑤のいずれにも該当する者

① 府内に主たる事務所又は事業所を有する者

② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者（ただし、一つの大企業が発行済み株式総数若しくは出資総額の2分の1以上を単独に所有若しくは出資している場合又は複数の大企業が発行済み株式総数若しくは出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合又は役員半数以上を大企業の役員若しくは職員が兼務している場合を除く。）又は中小企業者のグループ

③ 製品の設計、製造又は修理に係る技術に関連する事業を営む者

④ 出展する展示商談会に適した技術又は製品を持つ者

⑤ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことが無い者又はこの要綱に基づく補助金の交付を受けたときと異なる製品を異なる分野の展示商談会に出展する者

（2） 次の①～③のいずれにも該当する者

① 『大阪ものづくり優良企業賞』の受賞企業であること

② 展示商談会に初めて出展しようとする者

③ 出展する展示商談会に適した技術又は製品を持つ者

(補助事業等)

第3条 補助金の補助事業、対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助事業		対象経費	補助額
区分	内容		
出展費補助	大規模展示商談会活用事業	出展に要する経費のうち小間料金及び装飾経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の2分の1以内。ただし、25万円を上限とする。

- 2 前項の規定に関わらず、同一の展示商談会において、国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等を受ける経費については、補助対象経費の対象外とする。ただし、本府が実施する中小企業展示商談会出展支援事業費補助金を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることはできないものとする。
- 3 補助金の交付は、交付決定のあった府の一会計年度において1回限りとする。
- 4 補助する展示商談会は、府が別に定めるものに限る。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、大規模展示商談会活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を所定の期日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 展示商談会へ出展する技術や製品が明確にわかる資料（写真等を含むこと）
 - (2) 会社概要又はこれに準ずるもの
 - (3) 主要株主名簿及び出資比率のわかるもの
 - (4) 直近2期分の決算書類
 - (5) 要件確認申立書（様式第1-1号）
 - (6) 暴力団等審査情報（様式第1-2号）
- 3 知事が特に必要と認めた場合には、前項各号の書類の他に関係書類の提出を求めることができる。

(審査)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、前条に定める申請書等により当該申請の内容の審査を行う。審査に際し知事が特に必要と認めた場合には、申請書等のほか、書類の提出又は口頭による説明を求めることができる。

(補助事業の内容等の変更承認)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費（ただし、装飾経費に限る。）の20%以内における経費配分の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大規模展示商談会活用事業費補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出

しなければならない。

- 3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大規模展示商談会活用事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の取下げ）

第7条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げは、大規模展示商談会活用事業費補助金申請取下申出書（様式第4号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 3 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、大規模展示商談会活用事業費補助金実績報告書（様式第5号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

（検査）

第9条 知事が府職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について、検査をさせた場合又は補助事業について報告を求めさせた場合には、補助事業者はこれに応じなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を補助事業者に交付する。

- 2 前項の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に大規模展示商談会活用事業費補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 交付決定の後に主催者が展示会を中止または延期した場合は交付決定を取り消すものとする。ただし、展示会の延期が当該年度内である場合はその限りではない。
- 4 補助事業者は、交付決定の後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、補助事業者は該当事項届出書（様式第1-3号）を知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を間接補助事業者に行わせ、当該間接補助事業者が規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業者該当事項届出書（様式第1-4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は補助事業の成果等について、知事から報告の要請があった場合は、特別の事情がない限り協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

なお、この改正は平成23年度補助金申請手続きから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

なお、この改正は平成24年度補助金申請手続きから適用とするものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この改正は令和3年度補助金申請手続きから適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大規模展示商談会活用事業費補助金交付要綱の様式により提出されている書類は、この要綱の様式により提出されたものとみなす。

- 3 旧要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上で、この要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大規模展示商談会活用事業費補助金交付要綱第 10 条により交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後もなお従前の例による。